

千歳市地域連携ネットワーク運営協議会規程

(目的)

第1条 医療機関及び調剤薬局、介護事業所等をICTでつなぐ千歳市地域連携ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）において、安全かつ効率的に情報を共有することにより、参加機関等の連携を進め、地域全体の医療及び介護等のサービスの質の向上を図ることを目的として、千歳市地域連携ネットワーク運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) ネットワークの構築、管理運営及び普及に関すること。
- (2) ネットワークを運用するために必要な規程等の制定改廃に関すること。
- (3) その他協議会の運営に関すること。

(構成)

第3条 協議会は、ネットワークに参加する会員をもって構成する。

(役員の設定と選任)

第4条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上
- (2) 監事 1名
- 2 理事及び監事は総会において選任する。
- 3 理事のうち1名を会長、1名を副会長とする。
- 4 会長及び副会長は、理事の互選とする。

(役員職務)

第5条 役員は次の職務を行う。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 理事は、総会の決議に基づき、協議会を運営する。
- 5 監事は、協議会の会計を監査する。

(任期)

第6条 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、役員が欠けた場合の補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第7条 協議会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が委嘱し、会長の諮問に基づき意見を述べることができる。

(オブザーバー)

第8条 協議会にオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、会員以外で会の運営に有用な者を会長が指名し、総会及び理事会への出席を求めることができる。

(総会)

第9条 総会は、会員をもって構成し、毎年1回開催する。ただし、次の各号の一に該当する場合は臨時に総会を開催することができる。

(1) 会長が必要と認めた場合。

(2) 理事会が必要と認めた場合。

(3) 会員総数の1/3以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

2 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故等があるときは、副会長がこれに代わる。

3 総会は、協議会の運営に関する重要な事項を議決する。

4 総会は、会員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。ただし、委任状を提出した会員は出席者とみなすものとする。

5 総会の議事は、出席した会員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

6 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者を総会に出席させることができる。ただし、この者は総会の議事に加わることはできない。

(理事会)

第10条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成する。

2 理事会は、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

3 理事会は、理事の過半数以上の出席がなければ開くことができない。ただし、委任状を提出した理事は出席者とみなすものとする。

4 理事会の議事は、出席した役員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、役員以外の者を理事会に出席させることができる。ただし、この者は理事会の議事に加わることはできない。

(専門部会)

第11条 理事会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、理事会が指定する事項について調査研究する。

3 専門部会は、協議会会員の中から理事会が指名する者をもって構成する。

4 専門部会に部会長を置き、部会員の互選によりこれを定める。

5 専門部会は、部会長が招集する。

6 部会長は、部会の事務を掌理し、調査研究の経過及び結果を理事会に報告する。

7 会長及び副会長、理事は、必要があると認めるときは、専門部会に出席することができる。

(守秘義務)

第 12 条 協議会の会議及び専門部会に出席した者は、職務上知り得た秘密及び個人に関する情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。

(事務局)

第 13 条 協議会の事務を処理するため、市立千歳市民病院内に事務局を置く。

(その他)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(旅費)

第 15 条 理事会役員の出張等における旅費の支給基準については、千歳市地域連携ネットワーク運営協議会旅費規程で定める。

(謝金)

第 16 条 研修会における講師等への謝金については、千歳市地域連携ネットワーク運営協議会謝金規程で定める。

附 則

この規程は、平成 28 年 12 月 2 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 8 月 19 日から施行する。